

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち



令和8年度 新宿区職員募集案内（施設管理）

令和8年9月

新宿区

1 職種・採用予定数等

職種(職務名)	採用予定数	主な職務内容	主な勤務先
施設管理(警備)	若干名	区の執務時間外及び休日における宿日直業務(戸籍関係諸届の受領、災害等に係る情報収集・連絡・初期応急活動、陳情及び照会等の窓口・電話対応)等の職務	区役所等 ※屋内全面禁煙 (区役所本庁舎は敷地内屋外に喫煙所有)

2 採用予定日

令和9年4月1日

3 受験資格

年 齢 等	国籍を問わず、昭和57年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方(※) なお、受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。 ※ 採用時点で満18歳以上45歳未満であることが採用の年齢要件です。
-------	--

※現に新宿区の職員である方は受験できません(教育公務員・会計年度任用職員・臨時的任用職員・任期付職員・非常勤職員を除く。)

※地方公務員法で選考を受けることができないとされる方は受験できません(以下の＜参考＞を参照)。

＜参考＞【地方公務員法第16条】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

4 選考日程

(1) 第1次選考

日 時 会 場	令和8年10月17日(土) 新宿区内施設	◆詳細は受験票に記載してお知らせします。
選考方法	筆記試験 《 五肢択一 30分 / 出題数 10問 》 一般教養分野(文章理解・数的処理・判断推理・憲法・地方公務員法 等)	
	作文 《 課題式 60分 / 800字程度 》	
結果発表	令和8年11月上旬(予定)	◆発表日等は第1次選考日にお知らせします。 ◆結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

(2) 第2次選考(第1次選考合格者のみ対象)

日 時 会 場	令和8年11月中～下旬(予定) 新宿区役所	◆詳細は第1次選考合格通知に記載してお知らせします。
選考方法	面 接 《 個別面接 》	
結果発表	令和8年12月上旬(予定)	◆発表日等は第2次選考日にお知らせします。

5 受験手続

インターネット(LoGoフォーム)からお申込みください。

申 込 方 法 (手 順)	(1)下記URLまたは二次元コードから申込フォームにアクセスしてください。 (2)画面の指示に従って全ての必要事項を正しく入力し、下記申込期間内に送信してください。 URL https://logoform.jp/form/kubz/1769715 二次元コード  ※期間中に正常に受信したものを有効とします。申込後、受付完了をお知らせするメールが届いているか確認してください。このメールが届かない場合は、申込期間中に必ず問い合わせ先までご連絡ください。 ※システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。
申 込 期 間	令和8年9月8日(火)午前8時30分 ～ 令和8年10月5日(月)午後5時 【期間内受信有効】

6 受験票・履歴書の交付

申込締切後、メールで受験票と履歴書を送信します。メールの指示に従って、受験票と履歴書を印刷してください。印刷した受験票と履歴書は必要事項を記入し、試験日当日に持参してください。

また、メールが令和8年10月9日(金)までに届かない場合は、令和8年10月13日(火)正午までに問い合わせ先までご連絡ください。

※履歴書は必ず写真を貼り付けてください。

7 勤務条件（令和8年4月1日現在）

勤務時間	原則として、午後5時から翌日の午前9時までの変則勤務となります。また、区の休日においては午前8時30分から翌日の午前8時45分までの変則勤務となります。なお、深夜帯には仮眠のための休憩時間があります。 原則として、勤務時間は休憩時間を除いて、1週間当たり38時間45分です。 なお、勤務ローテーションについては、定型ではなく不規則となるため、採用後に別途調整します。
休 日	原則として、変則勤務となるため、休日は8週間を通じて9日となります。
休 暇	1年(暦年)に20日(4月採用者は採用年には15日)の年次有給休暇があります。 そのほかに夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。
初 任 給	地域手当を含めた給与月額、 18歳で約236,000円、30歳で約268,000円 となります。 初任給は、職務経験や年齢によって一定の基準により加算される場合があります。 このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。 なお、採用前に給与改定が行われた場合は、その定めるところによります。

8 福利厚生制度

新宿区の職員になると、東京都職員共済組合(東京都と23区の職員で構成)、特別区職員互助組合(23区の職員で構成)及び新宿区職員互助会に加入することになり、職員とその家族のために、次のような福利厚生制度が備えられています。

東京都職員共済組合	健康保険・年金事業のほか、人間ドックや保養施設等の福祉事業を行っています。
特別区職員互助組合	団体契約保険事業、ライフプラン事業、会員制施設事業、生活支援・リフレッシュ事業、各種相談事業等を行っています。
新宿区職員互助会	職員が自由に選んだレクリエーション等に補助を行うカフェテリアプラン事業や、ライフイベントを応援する各種祝金等の給付事業を行っています。
そ の 他	健康管理としての定期健康診断の実施や、被服の貸与があります。

9 個人情報の取り扱いについて

本採用選考の実施にあたり、履歴書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

10 求職者等に対するセクシャルハラスメント対策について

新宿区は求職者等へのセクシャルハラスメント防止に関するルールを定めています。

また、求職活動等の過程で被害を受けた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は新宿区公式HP職員募集ページ内の「求職者等に対するセクシャルハラスメント対策について」をご覧ください。

URL : http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/jinji01_000001_00030.html

相談窓口 : 新宿区総務部総務課

☎ : 03 (5273) 3505 (直通) E-mail : somusodan@city.shinjuku.lg.jp

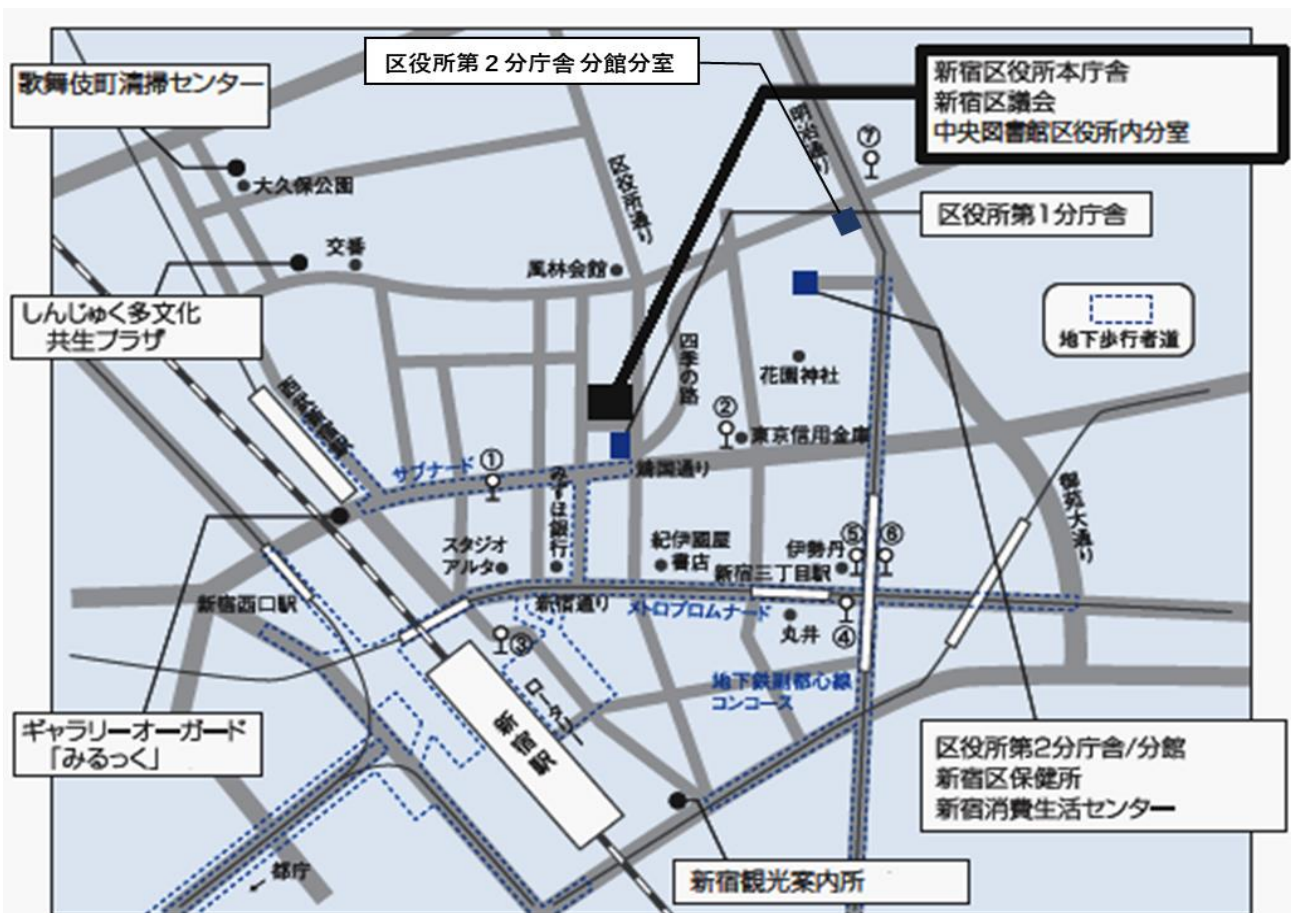
新宿区役所本庁舎案内図

◆最寄りの駅

JR・小田急・京王・丸ノ内線新宿駅、丸ノ内線・副都心線新宿三丁目駅、西武新宿線西武新宿駅、都営大江戸線新宿西口駅の各駅から徒歩約5分

◆最寄りのバス停

①歌舞伎町、②新宿五丁目、③新宿駅東口、④新宿追分、⑤・⑥新宿伊勢丹前、⑦日清食品前



【 問い合わせ先 】

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区総務部人事課人事係

☎ 03 (5273) 4053 (人事係直通) (新宿区役所本庁舎3階)

(土日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで)